

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『温泉・銭湯』

子どもも利用できる公衆の入浴施設





- ①『公衆浴場法』に基づき、
- ②『都道府県知事、保健所を設置する市の市長』または『特別区の区長』の許可を得ており
- ③『温湯、潮湯』又は『温泉その他』を使用して、公衆を入浴させる常設の施設（普通公衆浴場）
または、
- ④『入浴目的』で利用する『その他の公衆浴場』に該当する『通年利用できる』常設の施設

に該当する施設が『温泉・銭湯』ジャンル



- ①『公衆浴場法』に基づき、
- ②『都道府県知事、保健所を設置する市の市長』または『特別区の区長』の許可を得ており

➡ 『公衆浴場法』で定められている『公衆浴場』とは、大きく分けて以下の2つに分類される。

普通公衆浴場

法令により入浴料金が定められている銭湯、温泉

その他の公衆浴場

入浴料金が定められていない浴場

③温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる常設の施設(普通公衆浴場)(公衆浴場法 第1条第1項)

- ➡ 周辺の住民の日常生活において、保健衛生上必要な入浴のために設けられた施設
- ➡ 温泉も含む一般的な銭湯
- ➡ 子供の利用が可能な場合に限り、自治体が運営している老人福祉センターなどの浴場

④『入浴目的』で利用する『その他の公衆浴場』に該当する常設の施設

- ➡ 規模が大きい銭湯『スーパー銭湯』、『健康ランド』など
- ※ 4種類以上の風呂がある場合は、「スーパー銭湯」タグも付きます。



補足1) 水着を着用して利用する温泉

- ➡ 水着着用で利用する『スパ』エリアとは別で、温泉・銭湯として利用できるエリアがある場合は、『温泉・銭湯』ジャンルとなります。
- ※ 『スパエリア』がある場合は『温水プール』とみなし、『プール』ジャンルも付与されます。
- ※ 『温泉・銭湯』として利用できるエリアがない場合は、『プール』ジャンルのみが付与されます。



補足2) 入浴目的での利用ではないとみなされる施設

宿泊施設に設置されている温泉・浴場

宿泊者以外にも提供(いわゆる『日帰り温泉』)として利用できる場合は、『温泉・銭湯』ジャンルが付与されます。

宿泊者以外が利用できない場合は、『温泉・銭湯』ジャンルはつきません。

キャンプ場に入浴施設がついている場合

入浴目的だけで利用できなければ、『温泉・銭湯』ジャンルはつきません。

スポーツジムなどで入浴出来る場合

入浴目的で利用ができないため、『温泉・銭湯』ジャンルはつきません。



補足2) 入浴目的での利用ではないないとみなされる施設

『プール』『海水浴場』にシャワーなどが設置されている場合

入浴目的で利用ができないため、『温泉・銭湯』ジャンルはつきません。